

三条市地域福祉計画・重層的支援体制整備事業実施計画・再犯防止推進計画（案）に対するパブリックコメントと市の考え方

令和7年1月7日(火)から1月27日(月)まで実施しました「三条市地域福祉計画・重層的支援体制整備事業実施計画・再犯防止推進計画（案）」に対するパブリックコメントについて、25件（4人）の御意見をいただきましたので、市の考え方について公表いたします。

No	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	<p>【地域福祉計画】</p> <p>登場人物が多くて、どのような人がどう関わって行くのかのイメージが難しかった。特に一般市民は、どこまで関わる事ができるのかがイメージできなかった。</p> <p>例えば、30頁目標2の地域づくりで、担当課は「地域包括ケア推進課」はわかるが、その下にどのような体制を組んで活動しようとしているのかを知りたい。地域ごとに見守りの推進をする人を配置するのか、それとも自治会にお任せなのかとか。それがないと、これに興味がある人がいたときに、自分がどう関わればこの仲間に入れるのかわからない。会社の組織図みたいなものがあるとイメージしやすいと思った。</p>	<p>本計画でお示ししています各目標毎の主な取組については、各取組の内容により主体が異なるものであり、本計画において一概に取組の体制図を示すことは難しいため、このような記載としております。</p> <p>例えば市民が主体となって活躍いただくことが想定されるボランティア等の取組については、取組の担当課において、都度参加募集や内容周知のための広報さんじょう掲載やSNSによる広報等を実施しておりますので、ぜひ御活用ください。</p> <p>なお、例示にありました「地域の見守り推進」につきましては、今後具体的な取組について検討する予定で、対象としましては、まずは自治会や地域コミュニティなどの団体から取り組んでいただくことを想定しています。具体的内容が決まりましたら周知いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
2	<p>【地域福祉計画】</p> <p>一般市民がこれらの活動に関わる場合、実活動の中心になる人に対して、人の選択、教育を行う仕組みを入れてほしい。</p> <p>実活動の中心になる人とは、会社でいうと、社長か市長で、それぞれの活動の取りまとめ役が部長、市民が一般社員とした場合、課長にあたるような人になると思う。</p> <p>過去、いやな思い出がある。私は、ボードゲームを図書館で紹介する活動のお手伝いをしていたときがあったが、他のメンバーでボードゲー</p>	<p>本計画でお示ししています各目標毎の主な取組については、各取組の内容により主体が異なるものであり、各取組を実施する上で一概に市長、ないしは市が主導して行うというものではありません。</p> <p>その上で、御意見いただいた例は本計画で掲げた「目標1 互いを尊重し、支え合うための人づくり」に関するものと存じます。この目標では、地域福祉の推進においては、多様な価値観や立場の人同士が、共に社会を形成する一員として互いを尊重することが重要と捉え掲げたものです。例えばボラン</p>

<p>ムに詳しい人がいて、その人が主体で活動を行っていた。活動としては滞りなく行えたと思うが、その人が差別的な対応をするのが嫌だった。</p> <p>例えば、多少ボードゲームの理解をするのに時間がかかる人が来ていると明らかに他の人と違う対応をしたり（活動の時にはもちろん他のメンバーでフォローする）、年配の人だけで来ると陰口をたたいたりするのを聞くのが嫌だった。</p> <p>中心になる人がそのような人だと一緒に活動したくなくなるし、活動自体が偏ったものになったりすると思う。</p> <p>これを完全に解決するのは無理だと思うが、実活動の主体になる人に対して何かしら仕組みを入れてほしい。</p>	<p>ティア活動の場においても、各活動の目的を共に目指す者同士として互いの存在、意見を尊重し合うことが肝要と考えております。</p> <p>上記考えの下、市の主な取組として、共に尊重し合い支え合うための各種取組における意識醸成のための啓発等に取り組むこととしております。</p>
<p>【地域福祉計画】</p> <p>実施の4年間、毎年、年度末か次年度始めに評価したことを公表し、次の1年間に確実につなげ、活かされるようにして欲しい。</p> <p>教育を例にあげると、「障害者を差別しない指導（授業）を行った学校（学級）が〇〇%だった」という低いレベルではなく、せめて「学校・学級で指導した結果、年度の後半には～～のような児童・生徒の姿が見られるようになった」というくらいにして欲しい。</p> <p>3 そのために、学校には今年度中に周知して令和7年度のカリキュラムに指導の時間・内容等を位置付けさせる必要があると思う。</p> <p>せっかく策定して4年間取り組むのだから、実りあるものにしていただきたいと願っている。</p>	<p>地域福祉計画は地域福祉の推進に向けて共通して取り組むべき基本理念、基本目標及び施策の方向性について示すものであり、各分野別計画の上位計画です。そのため、本計画に記載する各目標に基づく主な取組の進捗管理と評価につきましては、各分野別計画を評価する各協議会等により定期的に行うこととしております。例えば、分野別計画の一つである「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」については、三条市地域自立支援協議会において毎年度検証・見直しをしていくこととしております。</p> <p>各分野別計画については、市ホームページで公表しておりますので御覧ください。</p> <p>なお、併せて記載しております重層的支援体制整備事業実施計画の進捗管理・評価については54頁、再犯防止推進計画の進捗管理・評価については56頁を参照ください。</p>

4	<p>【地域福祉計画】</p> <p>44 頁第四章 3-4「災害時に支援を必要とする人に対する支援体制の充実」について</p> <p>福祉避難所の設置をお願いします。</p> <p>特別支援学校に在籍する子どもがいる。自宅避難ができるよう備えたいと思うが、自宅も被害が大きい場合、普通の避難所生活はできないだろうと思われる。支援体制の充実を図るにあたり福祉避難所の設置を加えてもらい、災害時の際に設置していただくようお願いします。</p>	<p>福祉避難所については、大規模な地震、風水害その他の災害等が発生した場合において、社会福祉施設を福祉避難所とする協定を社会福祉法人等と締結しており、状況に応じてその都度判断し、開設します。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、本文 45 頁に以下 2 つの取組を追記させていただきます。</p> <p>「[課題] 災害時要援護者の安全確保</p> <p>[主な取組] ○地域で見守り、支援する体制づくり</p> <p>身体障害者手帳 1・2 級の第 1 種の所持者や要介護 3 以上の認定者などで、災害時に支援を必要とする方の名簿（災害時要援護者名簿）を作成し、自治会や民生委員・児童委員、消防団等と日頃から情報共有することにより、地域全体で見守る体制づくりを推進し、各役割に応じた情報伝達や避難支援を実施します。</p> <p>[担当課] 高齢介護課</p> <p>[課題] 災害時要援護者の安全確保</p> <p>[主な取組] ○災害時の迅速な福祉避難所開設に向けた社会福祉法人等との協定の拡充</p> <p>障がい者や介護を必要とする高齢者などの支援を必要とする方の災害時の避難先として福祉避難所を迅速に開設できるよう、引き続き、市内社会福祉法人等との協定締結先及び協定内容の拡充を図ります。</p> <p>[担当課] 高齢介護課、福祉課</p>
5	<p>【地域福祉計画】</p> <p>全体として、その通りの内容と思うが、令和 10 年度の段階においては、どのような状況になっているかがわからず、指標たりえないのではないか。</p>	<p>地域福祉計画は地域福祉の推進に向けて共通して取り組むべき基本理念、基本目標及び施策の方向性について示すものであり、各分野別計画の上位計画です。そのため、本計画に記載する各目標に基づく主な取組の進捗管理と</p>

	<p>令和 10 年度までの各年度ごとに具体的にどういった施策をするのか。それを市民はどう知なのか。</p> <p>令和 10 年度にこの計画をどの程度達成したかをどう評価するのか。</p>	<p>評価につきましては、各分野別計画を評価する各協議会等により定期的に行い、その結果を踏まえ、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うものとしします。</p> <p>各分野別計画については、市ホームページで公表しておりますので御覧ください。</p>
6	<p>【地域福祉計画】</p> <p>標記計画 18 頁(1)に対する意見</p> <p>一段落目、「地域福祉を支える既存の社会保障制度に歪み」とは具体的にはどういう歪みか。</p> <p>例えば、年金制度については歪みがあると思うが、「地域福祉を支える既存の社会保障制度」における歪みといったときに、具体的にはどういったことを指しているのか、よくわからない。</p>	<p>本記載について、国はこれまで「高齢者」「障がい者」「子ども」といった対象者の属性や年代により、例えば介護保険制度や障がい者福祉制度といった各社会保障制度を設けてきました。一方で、少子高齢化及び人口減少、地域コミュニティの担い手の減少など社会のあり方が急激に変化する中で、ひきこもりなど制度の狭間にある困りごとや一つの制度だけでは対応できない困りごとを抱える人・世帯が顕在化しており、国としては既存の社会保障制度における支援とニーズが必ずしも一致せず、対応が困難になっていることを課題と捉えているものです。こうした現状の課題に対応するため、国により社会福祉法の改正と重層的支援体制整備事業の創設がなされた経緯があります。</p>
7	<p>【地域福祉計画】</p> <p>標記計画 18 頁(1)に対する意見</p> <p>二段落目、「既存の制度で受け止めきれない支援ニーズの顕在化」とは具体的にはどういう歪みか。</p> <p>既存の制度で受け止めようと思えば受け止められるが、裁量の範囲を狭く考えたり、他機関との連携をしないがために、受け止めきれないものが多いのではないか。</p>	<p>「既存の制度で受け止めきれない支援ニーズの顕在化」について、例えばひきこもりなど制度の狭間にある困りごとや一つの制度だけでは対応できない困りごとを抱える人・世帯の支援ニーズが顕在化していることが挙げられます。</p> <p>国はこれまで「高齢者」「障がい者」「子ども」といった対象者の属性や年代により区分した社会保障制度を設けており、市（自治体）は各制度に基づく補助金等の目的の範囲内で事業を行う必要があります。対象者の範囲を超えた支援を行う場合、国の会計検査において指摘を受ける場合もあります。</p> <p>一方で、市で令和 7 年度から本格実施する重層的支援体制整備事業によ</p>

		<p>り、すべての住民を支援するものと位置づけた上で、今後は各支援機関も従来の対象者を超えて支援を行うことが制度上可能となるものです。</p> <p>市では、重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、支援機関同士の連携体制構築を更に進め、これまで以上に柔軟に支援を行ってまいりたいと考えております。</p>
8	<p>【地域福祉計画】 標記計画 23 頁(3)に対する意見</p> <p>「認知症への理解促進」の「認知症サポーター養成講座等の実施」について、認知症への理解が必要なのは、講座等に参加しようとする人のように関心がある人はもとより、関心のない人に関心を持ち、理解してもらおうかであり、そういった取組についてはどうか。</p>	<p>関心のない方も含めて認知症について学ぶ機会となるよう、今後も学校や企業での認知症サポーター養成講座の実施を進めてまいります。また、アルツハイマー月間を中心とし、SNS を含む様々な手段による情報発信等、関心のない方も認知症に関する情報に触れる機会となるよう取組を実施してまいります。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、本文 23 頁を以下のとおり修正させていただきます。</p> <p>「地域住民や児童・生徒等が認知症の方への理解を深め、地域で見守ることができるよう、認知症サポーター養成講座等の啓発講座を実施するとともに、SNS を含む様々な手段による認知症に関する情報発信や、認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及促進を行います。</p>
9	<p>【地域福祉計画】 標記計画 23 頁(3)に対する意見</p> <p>障がい者への偏見・差別解消について、一番大事な偏見、差別解消の取組はどのように進めるつもりか。</p>	<p>ともまち条例の周知啓発はもとより、“ツナガル”プロジェクトやツナガルカンパニー認証制度の実施により、障がい者への理解促進を図り偏見や差別解消につなげていくほか、当事者との意見交換等を通じて、差別解消や合理的配慮の推進のための必要な取組を引き続き実行してまいります。</p>
10	<p>【地域福祉計画】 標記計画 27 頁に対する意見</p> <p>「市民後見人」とはどのような制度を考えているのか。</p> <p>市民後見人を養成するとして、市民後見人がいつ誕生するようにする</p>	<p>市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援を受けて後見業務を担うものとされております。</p>

	のか。	市に合った、必要な市民後見人像や具体的養成方法等については、市が設置する「三条市権利擁護のための地域連携ネットワーク協議会」において具体的な議論を進めてまいります。
11	<p>【地域福祉計画】 標記計画 28 頁に対する意見</p> <p>(1)「集いの場の支援」について、「担い手の高齢化などにより」というものの、社会全体として、高齢化が進んでいることから、集いの場を担う高齢者はどんどん増えているはずであり、問題は「担い手」になる高齢者が増えないということではないか。</p> <p>「集いの場への支援を強化」とはどういった支援を考えているのか不明であるも、なぜ担い手となる高齢者が増えないか（担い手が交代していかないか）を検討する必要があると思われる。</p>	集いの場の担い手となる高齢者が増えない要因としては、担い手が行う役割の負担感が大きいことや、集いの場の新規参加者が少なく比較的年代が若い高齢者が参加していないことなどが挙げられます。そのため、生活支援コーディネーターが集いの場の担い手の相談に応じながら、担い手の役割を分散して負担感を小さくするよう調整したり、新規参加者を増やすためにイベント等の企画を支援したりする取組を行っております。
12	<p>【地域福祉計画】 標記計画 29 頁に対する意見</p> <p>主な取組「地域の見守り活動に関する協定締結」について、企業・団体との地域の見守り活動に関する協定の締結状況はどうか。</p>	令和7年1月末現在、10 団体と地域の見守り活動に関する協定を結んでおります。
13	<p>【地域福祉計画】 標記計画 32 頁に対する意見</p> <p>(2)の「マルチパートナーシップ」について、あえてカタカナの言葉を使う意義は何か。</p>	本用語については、他自治体等の地域づくりの取組などで多く用いられており、「多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）」と併用して記載することで、読み手側に意図が伝わりやすくしたものです。
14	<p>【地域福祉計画】 標記計画 35 頁に対する意見</p> <p>主な取組「犯罪被害者等支援情報交換会の開催」について、「犯罪被害者等支援情報交換会」は既に実施しているものか、これから実施する</p>	「犯罪被害者等支援情報交換会」は、被害者等の要望に応じて、都度実施を行うものです。令和7年1月末現在で実施はありません。

	ものか。前者の場合、実施状況はどうか。	
15	<p>【地域福祉計画】 標記計画 36 頁に対する意見</p> <p>(1)「支え手・受け手を超えて支え合う地域づくり」について、一文目は意味が分かるようで分からない。</p> <p>「互いを尊重し支え合う」とことと「対象を問わない地域づくり」はどのようにつながるのか。</p>	<p>「対象を問わない地域づくり」とは、「高齢者」、「障がい者」、「生活困窮者」などの対象者の属性や年代を区切らず、誰もが参加できるつながりと支え合いの場づくりです。本取組では、支援を「支える側」、支援を「受ける側」という区別をすることなく活動することを意識しており、多様な属性の対象者が「互いに尊重し支え合う」地域づくりを推進してまいります。</p>
16	<p>【地域福祉計画】 標記計画 36 頁に対する意見</p> <p>(2)「施策の方向性」について、具体的にはどういうことか。</p>	<p>「(2)施策の方向性」について、従来は福祉的な支援を受ける側とされていた「高齢者」や「障がい者」などを一律に支援の「受け手」として捉えず、各々が役割を持ち地域で活躍できることが地域共生社会の実現に必要な考え方と捉えております。(18 頁参照)</p> <p>この方向性に基づき、具体的には 37 頁「(3)主な取組」として、「対象を問わない地域づくり」の推進や、障がい者の就労及び地域参加に向けた取組の実施などを行ってまいります。</p>
17	<p>【地域福祉計画】 標記計画 40 頁に対する意見</p> <p>(3)主な取組「在宅医療検討部会への参画」について、医師会が設置する在宅医療検討部会に「市」が参画するという意味と思われるが、市とすると、「在宅医療提供体制の維持確保」のために、現状、こういった取組が必要と考えているのか。</p>	<p>市が必要と考えている取組につきましては、まずは在宅医療に関する様々な角度からの現状の洗い出しが必要であり、現在、医師会と市で洗い出しを行っているところであります。</p> <p>この結果、医師会と市の各々が取り組むべき課題や具体の取組が見えてくるものと考えています。</p>
18	<p>【地域福祉計画】 標記計画 42 頁に対する意見</p> <p>(2)について、権利が侵害される場合に限らず、権利が侵害されているとはいえなくとも、適当ではない場合も考えられることから、「…個</p>	<p>御意見のとおり修正させていただきます。</p>

	人の尊厳を尊重し、権利擁護のための支援体制の強化…」という表現の方がよいのではないか。	
19	<p>【重層的支援体制整備事業実施計画】 標記計画 51 頁に対する意見 「コーディネーター」はある程度、使われている用語とは思うものの、「プラットフォーム」はそれほど馴染みはないのではないか。日本語の方がよいのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、本文 51 頁を以下のとおり修正させていただきます。 「・第1層の生活支援コーディネーター（市の重層コーディネーター兼務）が主体となり、各分野の既存の地域づくりの取組との連携、企業や地域コミュニティ等と協力促進に向けた関係者同士で顔が見える関係づくりの構築と、市民や地域の多様な活動・資源とのつながりが生まれる環境整備を行います。」</p>
20	<p>【重層的支援体制整備事業実施計画】 標記計画 53 頁に対する意見 一行目について、「様々な課題の解きほぐし」と書いてあるものの、複雑化・複合化した課題は、必ずしも因数分解のように解きほぐせるわけではなく、相互に左右している場合が多いことから（例えば、障がい、生活困窮、ヤングケアラーといった個々の問題を明らかにし、それぞれ支援すれば解決するわけではない）、複雑化・複合化した課題、それ自体に対応できるように支援者を調整することが重要になるのではないか。</p>	<p>御意見のとおりと存じます。そのため、市では 53 頁記載のとおり、令和 7 年度から多機関協働事業を実施してまいります。</p>
21	<p>【重層的支援体制整備事業実施計画】 標記計画 53 頁に対する意見 五行目について、重層コーディネーターが重層的支援会議や支援会議を開催するとなると、重層コーディネーターが処理できる範囲でしか、それらの会議が開催できないことにはならないか。 支援プランの作成や支援状況の進捗管理についても同様の懸念がある。</p>	<p>重層コーディネーターに限らず、一般的な市の業務において、職員の業務量多寡を理由に本来市が実施すべき業務を行わないということが市役所組織としてあってはならないため、業務遂行に必要な組織体制を構築してまいります。</p>

22	<p>【重層的支援体制整備事業実施計画】 標記計画 54 頁に対する意見</p> <p>4「重層的支援体制整備事業の評価指標」について、何らかの指標が必要とは思いますが、これらの指標は適当か。</p> <p>主観によりすぎる点に加え、例えば、2つ目の「負担感の軽減」でいえば、連携が進めば、ニーズの掘り起こしにつながり、市民にとっては支援が進んでいるのに、支援者にとっては負担が大きくなったという矛盾した感想を持つ可能性もある。</p>	<p>本指標については、重層的支援体制整備事業において最も重要と考える支援機関同士の連携（その結果、個人や世帯への支援が進む）に重きをおいて評価をするため設定したものです。今後事業を進める中で、より適切な指標があると判断した場合は、三条市包括ケア推進会議に諮った上で、必要に応じて見直しを行うことも考えられます。</p>
23	<p>【再犯防止推進計画】 標記計画 58 頁に対する意見</p> <p>5「主な取組」の3つ目の取組（犯罪や非行をした人が～）について、そもそも、犯罪や非行をした人を市において把握するのか。保護司が関わる場合は保護観察に付された人に限られる。</p>	<p>犯罪や非行をした人については、個人情報保護の観点から市において積極的に把握することはできません。ただし、保護司を通じて、市が社会復帰支援として就労支援や住居支援などを行うため、本人の同意の下、必要な情報は共有します。また、犯罪や非行をした人が何らかの支援を要する場合は、保護司への相談のほか、市の相談窓口において各関係部署が連携しながら対応を行います。</p>
24	<p>【再犯防止推進計画】 標記計画 58 頁に対する意見</p> <p>5「主な取組」の3つ目の取組（犯罪や非行をした人が～）について、「…関係機関と連携した相談体制づくり」とは具体的にはどのようなものか。</p>	<p>地域福祉計画の目標3「誰もが取り残されることなく、必要な支援を受けられるための包括的な支援の体制づくり」では、犯罪や非行をした人も含めて包括的支援体制の構築を進めるものです。また、再犯防止支援に当たっては、直接支援に当たる専門職等には専門分野以外の法律や制度の知識、リスク管理など幅広いスキルが求められることから、保護司と連携しながら支援体制の構築を行ってまいります。</p>

25	<p>【再犯防止推進計画】</p> <p>標記計画 58 頁に対する意見</p> <p>本計画は令和 10 年度までだが、令和 10 年度においては、どのような状況になっていることを目指すのか。</p> <p>それがなければ、抽象的な方針にとどまり、達成したかどうかわからないのではないか。</p> <p>単年度ごとにどのような取組をするのか。</p>	<p>本計画では、犯罪や非行をした人が再犯することないように社会復帰を支援するとともに、地域住民へ更生保護の理解促進を図るため、主に地域づくりと支援体制構築に取り組むこととしております。</p> <p>令和 10 年度の目指す姿については、地域づくりでは、地域における啓発活動を継続して実施し、少しずつ着実に地域の理解を広げることを目指します。</p> <p>また、支援体制構築では、包括的支援体制を構築する重層的支援体制整備事業において、保護司等再犯防止に関わる支援者同士の円滑な連携が図られるよう、まずは体制の確立を目指します。これに向け、主な取組に記載の各取組について、単年度ごとに保護司会等関係機関と評価を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>
----	---	---